

亀山市告示第101号

亀山市地域まちづくり協議会条例（平成28年亀山市条例第5号）
第7条第2項の規定により、地域まちづくり協議会の設立に係る届
出事項の変更の届出があったので、同条第3項の規定により、次の
とおり告示する。

令和2年5月12日

亀山市長 櫻 井 義 之

1 変更の届出があった地域まちづくり協議会の名称

井田川北まちづくり協議会

2 変更した事項

代表者の氏名

変更前 中尾 勝義

変更後 毛利 嘉徳

3 変更年月日

令和2年4月25日